

医療機関管理者 様

福岡市長 高島 宗一郎
(保健医療局保健所感染症対策課)

麻しん（はしか）を念頭に置いた診療について（お願い）

本市保健医療行政につきましては、特段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、8月9日に市内で麻しんが発生し、情報提供したところですが、当保健所においては、別途、麻しん疑いとして発症日が近い複数件の検査依頼がっております。

今後も積極的に検査を行ってまいりますので、引き続き、下記のとおり、**発熱や発しんを呈する患者を診察した際は、麻しんの可能性を念頭に置いた診療**を行っていただくとともに、麻しんを疑った際は、ご対応とご協力をお願いいただくようお願いいたします。

記

- 1 発熱や発しんを呈する患者を診察した際は、麻しんの可能性を念頭に置き、海外航歴及び国内旅行歴を聴取し、麻しんの罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻しんを意識した診療を行うこと。**
- 麻しんを疑った場合には、特定感染症予防指針に基づき、臨床診断をした時点で、感染症法第 12 条に基づき、まず臨床診断例として直ちに最寄りの保健所に届出を行うこと。
- 診断においては、血清 IgM 抗体検査等の血清抗体価の測定を実施するとともに、地方衛生研究所等でのウイルス学的検査（※）の実施のため、保健所の求めに応じて**検体（咽頭ぬぐい液、血液、尿）**を提出すること。
(※) 血清 IgM 抗体は、他の疾患でも交差的に陽性となることがあることから、必ずウイルス遺伝子検査を実施する必要がある。また、麻しんの疫学調査において、ウイルスのゲノム配列は極めて重要であることから、保健所は、感染症法 15 条に基づき、診断医療機関に対し、検体の提出を求めることがある。
- 医療従事者の麻しん含有ワクチン接種歴（2 回以上の接種）を確認していることが望ましい。

【報告・相談先】

福岡市保健医療局保健所感染症対策課
TEL 092-791-7081
FAX 092-406-5075